

○九十九里町芸術文化スポーツ活動報奨金交付要綱

令和6年3月11日

教委告示第3号

(目的)

第1条 この要綱は、芸術文化スポーツ活動に精励しその結果として、全国大会等に参加する機会を得ることとなった者に報奨金を交付することにより、その榮譽をたたえとともに、本町の芸術文化スポーツ活動の一層の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「全国大会等」とは、国際大会、全国大会、関東大会等の規模で開催される国、地方公共団体、公益法人、報道機関その他の団体が主催し、共催し、又は後援する大会で、予選会、選考会等の選抜手続を経て出場し、若しくは出品するもの又は厳正かつ明確な基準により出場し、若しくは出品するものをいう。

(交付対象者)

第3条 報奨金の交付の対象者は、芸術文化スポーツ活動により全国大会等に出場した次に掲げる個人又は団体とする。ただし、予選会、選考会等の選抜手続を経ることなく全国大会等に出場し、又は出品した場合は、入選した個人又は団体を交付の対象者とする。

- (1) 九十九里町内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 町内に拠点を有する団体で、その団体の構成員のうち前号に規定する者が過半数を占めている団体
- (3) その他町長が特に適当と認めた個人又は団体

(適用除外)

第4条 この要綱の規定は、九十九里町スポーツ大会出場補助金交付要綱(平成22年九十九里町教育委員会告示第1号)の規定に基づく補助金の交付を受ける者については、適用しない。

(報奨金の額及び回数)

第5条 報奨金の額は、次の表のとおりとする。ただし、報奨金の支出は、同一年度1人又は1団体につき3回までとする。

大会種別	報奨金の額	
	個人	団体

	(1人当たり)	(1団体当たり)
関東大会等県大会を超える規模の大会	10,000円	30,000円
全国大会	20,000円	50,000円
国際大会	50,000円	100,000円

2 第3条第1号に該当する個人が、同条第2号に掲げる団体に所属し、団体として出場する場合は、個人としての報奨金は交付しない。

(交付の申請)

第6条 報奨金の交付を申請しようとするときは、九十九里町芸術文化スポーツ活動報奨金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、全国大会等に出場し、又は入選したことが分かった日から起算して2年を経過した場合は、申請することができない。

- (1) 出場し、又は入選した大会の開催日、開催場所及び大会概要の分かる書類
- (2) 申請者がその大会に出場し、又は入選したことを証する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかに審査し、その結果について九十九里町芸術文化スポーツ活動報奨金交付決定（不承認）通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(返還)

第8条 報奨金の交付を受けたものが、不正な方法により報奨金の交付を受けた場合には、報奨金の全部を返還させることができる。

(芸術文化スポーツ振興への協力)

第9条 第7条の規定により、報奨金の交付を受けたものは、町の芸術文化スポーツの振興に資するため、次に掲げる事項に積極的に協力するものとする。

- (1) 町の広報誌、ホームページ等への紹介記事の掲載
- (2) 町が主催し、又は共催する芸術文化スポーツ事業への参加
- (3) その他芸術文化スポーツ振興に資する事項

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、報奨金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。